

令和5年度

第4回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年7月11日
湯沢市農業委員会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年7月11日（火）午後3時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後3時05分

閉会 午後4時03分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

18名中18名出席

（午後3時05分）

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班長 高山 善樹

主査 小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 貸借契約合意解約
 - (2) 申請許可状況

3 議 案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明願いについて

議案第21号 湯沢農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

	議　　事
議　　長	<p>開会宣言 午後3時05分 委員総数18名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しております、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議　　長	<p>それでは、7番　沓澤　弥　委員、8番　高橋　郁夫　委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
議　　長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議　　長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
	(会務報告、朗読説明)
議　　長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議　　長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は7件で、面積は18,009m²であります。解約事由は、借人の都合によるものが1件、耕作者死亡のためが1件、高齢化が1件、契約内容変更のためが1件、貸人の都合によるものが1件、所有者の都合によるものが2件となっております。</p> <p>次に、2 申請許可状況であります、先月の転用案件は1件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかったことから、6月13日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	<p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年7月11日提出。</p> <p>議案書4ページから5ページをご覧ください。所有権移転が4件、面積は1,215m²であります。申請事由は、申請番号第16号は経営縮小のため、17号は農業廃止のため、18号は高齢による経営縮小のため、19号は相手方の要望であります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手。議案第16号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第17号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第17号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます。）第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年7月11日提出。</p> <p>議案書7ページから9ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が9件で、面積は56,035m²であります。新規の設定は8件、申請事由は整理番号第80号が農業廃止のため、それ以外はすべて経営縮小のためであります。再設定は1件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。所有権移転は1件、面積は735m²であります。申請事由は、農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。利用権移転は賃貸借権の移転が1件、使用貸借権の移転が1件で、面積は18,356m²であります。申請事由は整理番号第15号、16号ともに経営移譲のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	全員挙手。議案第17号の利用集積計画については、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第18号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第18号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和5年7月11日提出。 議案書13ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の促進計画案は3件、面積は11,069m ² であります。促進計画案整理番号第12号が使用貸借権の移転、第13号、14号が賃貸借権の移転であります。移転事由はすべて、移転する者は経営移譲、移転を受ける者は経営を主宰するためであります。県の公告は令和5年8月29日となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第18号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、原案のとおり農地中間管理機構に対し要請することに決定します。 次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年7月11日提出。

高山班長	<p>初めに、5条 使用貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書15ページ、議案付属資料は5ページから11ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m² であります。</p> <p>申請内容は、現在使用している自治会館が築70年以上経過し、老朽化が著しく、また、集会場所として不便な位置にあることから、自治会員の土地を借り受け、会館等を新築するための転用であります。</p> <p>申請地は、山田地区センターから南西へ約 [REDACTED] km、雄勝中央病院から西へ約 [REDACTED] km に位置し、東側は畠、西側は道路、南側は宅地、北側は畠に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。</p> <p>事業計画は、造成工事等は行わず、建築面積 [REDACTED] m² の自治会館1棟の建築と、駐車場 [REDACTED] m²、雪捨て場等 [REDACTED] m² を整備するものです。事業費は、造成・整地経費 [REDACTED] 円、建物建設経費 [REDACTED] 円、設計費 [REDACTED] 円、測量・登記経費 [REDACTED] 円、搬入等諸経費 [REDACTED] 円、計 [REDACTED] 円であります。資金計画は自己資金、借入及び助成金、助成金はコミュニティ助成事業、宝くじ助成と呼ばれているもので、通帳の写し、融資証明書及び助成金の決定通知書の写しで確認しております。</p> <p>被害防除計画は、東側と北側について法面保護と緩衝地を設け対応するものです。汚水・生活雑排水は農業集落排水へ、雨水は水路放流及び自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、第2種農地であるが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、集会施設は農業従事者の良好な生活環境を確保する施設であることから、不許可の例外である規則第33条第3号に該当するものと判断しました。</p> <p>次に、5条 賃貸借権設定 申請番号第1号について説明させていただきます。議案書16ページ、議案付属資料は12ページから17ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m² であります。申請内容は、携帯電話基地局建設工事にあたり、仮設事務所等を設置するための一時転用であります。</p> <p>申請地は、皆瀬総合支所から南東へ約 [REDACTED] km、あぐり館みなせから南東へ約 [REDACTED] km に位置し、東側は道路、西側は山林、南側は宅地、北側は田に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。</p> <p>事業計画は、造成工事等は行わず、鉄板を敷き、工事仮設用地 [REDACTED] m² を整備するもので、仮設事務所・倉庫・トイレの設置のほか、資材置場、通路等として使用するものです。事業費は、用地借上費 [REDACTED] 円、整地経費 [REDACTED] 円、搬入等諸経費 [REDACTED] 円、計 [REDACTED] 円であります。</p>
------	---

	<p>資金計画は自己資金となっており、預金通帳の写しで確認しております。被害防除計画は、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わず、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金で行う計画となっております。</p> <p>許可判断として、仮設工作物を設置し一時的な利用に供することが必要であると認められ、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である施行令第11条第1項第1号に該当するものと判断しました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、7番 倉澤 弥 委員から報告願います。</p>
議長	<p>(7番 倉澤 弥 委員、挙手)</p>
7番	<p>7番 倉澤 弥 委員。</p>
7番	<p>議案第19号の現地確認について報告いたします。</p> <p>6月27日、6番 宮原 正明 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第19号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議長	<p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声があるので、議案第19号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。異議ないと認め、議案第19号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第20号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>

議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	<p>議案第20号「非農地証明願いについて」、農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和5年7月11日提出。</p> <p>議案書18ページ、議案付属資料は18ページから25ページをご覧ください。</p> <p>申請番号第2号につきまして、申請地は、湯沢市 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m²で、国道13号院内道路の上院内側出入口の [REDACTED] kmに位置しており、土地の状況は、昭和48年頃より耕作されておらず原野の状態となっております。</p> <p>次に申請番号第3号につきまして、申請地は、湯沢市 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] m²で、国道13号院内道路の上院内側出入口の [REDACTED] [REDACTED] kmに位置しており、土地の状況は、昭和48年頃より耕作されておらず原野の状態となっております。説明は以上です。</p>
議長	ここで、現地確認結果について、7番 梶澤 弥 委員から報告願います。
議長	(7番 梶澤 弥 委員、挙手) 7番 梶澤 弥 委員。
7番	<p>議案第20号の現地確認について報告いたします。</p> <p>6月27日、6番 宮原 正明 委員と私の2名、事務局2名とで、申請土地の共有者の方に案内をしてもらい、現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請番号第2号、3号とともに申請地は原野の状態となっていることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議長	説明及び報告が終わりました。議案第20号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。
17番	申請地が50名ほどの共有地となった経緯等は分かるか。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	申請地が共有地となった経緯等については確認しておりません。

議長	暫時休憩します。(午後3時30分) 再開します。(午後3時37分)
議長	他に質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、議案第20号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第20号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することいたします。 次に、議案第21号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長
高山班長	議案第21号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和5年7月11日提出。説明は以上です。
議長	ここで、議案書20ページの湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更申出一覧のNo.1の案件については、15番 由利 幸悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それではNo.1の案件を審議しますので、15番 由利 幸悦 委員の退席をお願いいたします。
	(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午後3時38分)
議長	事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。

高山班長	<p>議案書20ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更申出一覧のNo.1の案件について説明いたします。参考資料は3ページから12ページをご覧ください。除外目的は格納庫、堆肥置場、所在は湯沢市[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²であります。</p> <p>次に各要件について説明いたします。参考資料3ページをご覧ください。</p> <p>第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、米の生産で大量に発生するもみ殻を主に酪農家に運んでいるが、全量消費が困難であること、また、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるため、余剰分のもみ殻について、もみ殻堆肥を製造し、自家消費していきたいと考えているものであります。</p> <p>場所の選定にあたっては、近隣の白地を探したもの、希望する広さを確保できないなど、やむを得ず事業計画者が所有する農地の一部を選択したものでありますが、作業場所としては必要最小限の面積であり、適当な規模であると判断しております。</p> <p>また、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、所有者の承諾を得られなかつたことや、高低差があり作業に不向きで、広さが足りなかつたことから断念した等の経緯があり、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。</p> <p>農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、転用目的が農業用施設でありますので、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当するものと判断しております。</p> <p>第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画未策定につき支障はないものと判断しております。</p> <p>第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は農道と田に囲まれて孤立的に存在している団地の端に位置する農地であるため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。</p> <p>第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、経営規模の大幅な減少ではないため、また、この事業を実施すること自体が経営向上に繋がると認められるため、安定的な営農に支障が生じるおそれはないと判断しております。</p> <p>第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しておりません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。</p> <p>第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。説明は以上です。</p>
------	--

議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手)
議長	全員挙手。異議ないものと認め、No.1の案件に係る「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
	(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午後3時44分)
議長	次に、議案第21号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書20ページをご覧ください。議事参与制限以外の湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更申出は4件です。 はじめに、No.2の案件について説明いたします。参考資料は13ページから29ページをご覧ください。除外目的は一般住宅建築、所在は湯沢市 [REDACTED] のうち、面積は [REDACTED] m ² であります。 次に各要件について説明いたします。参考資料13ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、娘夫婦とその子ども小学生3人、事業計画者本人の計6人で暮らしており、狭い空間の中で制約を受けて生活している状況であることから、今般、新たに土地を購入し住宅を建築することを決定したものです。 場所の選定にあたっては、現在の住まいに近く、安全な通学路が確保され、加えて比較的広い市道に面した土地であることで冬期間の生活が容易になることが期待されることから、この土地を選定したものであります。 6人家族が住む住宅と3台分の駐車場、雪寄せスペースとしては必要最小限の面積であり、適当な規模であると判断しております。 また、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、ハウスメーカーの建築条件が付いていたり、建築条件に制約が無くても面積要件に合致しなかったりした

ことから断念した経緯があり、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、当該農地は第3種農地に該当するものと判断しております。

第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画未策定につき支障はないものと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は、住宅地と線路に囲まれて孤立的に存在している団地の端に位置する農地であるため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、しばらく農地として利用されておらず、水田の機能も既に失われていること、また、団地の端に位置する農地であるため、安定的な営農に支障が生じるおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため、問題はないと判断しております。

第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、平成10年3月31日に完了公告された県営かんがい排水事業の受益地ですが、事業完了から8年以上経過しております。

高山班長

次に、No.3の案件について説明いたします。参考資料は30ページから43ページをご覧ください。除外目的は駐車場、資材置場、所在は湯沢市[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料30ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適當であると判断した理由については、事業計画者本人は、今後、所有する農地を利用する計画が無いことから、農地をこのまま何もせず荒れた状態にしておくことに抵抗があったため、自宅斜め前に位置する好立地条件を活かし、駐車場と資材置場として利用したいと考えたものであります。

場所の選定にあたっては、過去に近隣の白地を探したもの、希望する場所を確保できず、やむを得ず事業計画者が所有する農地を選択したものでありますが、駐車場及び資材置場としては必要最小限の面積であり、適當な規模であると判断しております。

また、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、所有者や隣接者の承諾を得られなかつたことから断念した経緯があり、当該地以外には適地を見つけるこ

とができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。なお、農振法及び農地法の理解不足により一部事前着工している案件ですが、事業計画者は自己の違反転用について、発覚後速やかに市農林課及び農業委員会へ顛末書を提出し深く反省していることから、今回に限り追認処理としています。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、当該農地は第2種農地（その他農地）に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断できると考えます。

第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画未策定につき支障はないものと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は農道と畠に囲まれて孤立的に存在している団地の端に位置する農地であるため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、経営規模の大幅な減少ではないため、安定的な営農に支障が生じるおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しておりません。なお、水路機能等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

高山班長

次に、No.4の案件について説明いたします。参考資料は44ページから60ページをご覧ください。除外目的は資材置場、所在は湯沢市 [REDACTED] [REDACTED]、面積は [REDACTED] m² あります。

次に各要件について説明いたします。参考資料44ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、主に骨材販売業を営み、現在、[REDACTED] 地内で工場を稼働しており、近年、大型工事（ダム・高速道路）に使用される骨材等の需要が増加傾向にあり、現工場が手狭になっていたことから、新たな資材置場を数年前から探していました。場所の選定にあたっては、主に白地メインで複数箇所を選定し交渉に臨んだが、どれも取得までには至らず、やむを得ず市内の元農家が所有する農地を選択したものであるが、事業規模や配置計画書から見て、新しく整備する資材置場としては必要最小限の面積であり、適当な規模であると判断しております。

また、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、必要とする面積には程遠く作業

効率が低くなることが容易に予測されたため交渉が進まなかったこと、また、現工場脇に拡張する案や住宅街に新設する案もあったが、大きな資材の搬入は安全性が確保できず隣接する他事業所や一般住宅等に迷惑が掛かるおそれが高いことから断念した経緯があり、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、やむを得ないものと判断しております。なお、資材置場の予定地向かいに一般住宅1軒、後方に水田を所有する農家がいるが、いずれも同意を得ていることから地域住民へ迷惑を掛ける恐れも極めて低いと思われます。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、農地法施行規則第33条第4号に該当するものと思われます。

第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画未策定につき支障はないものと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は、市道と住宅地に接しており、集団的に存在する農地ではないことから、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、5年程前に桜桃の木を全て伐採しており、畠としての機能が失われている状況であることから、利用の集積に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため、問題はないと判断しております。

第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、平成4年6月21日に完了公告された県営雄平地区ほ場整備事業の受益地ですが、事業完了から8年以上経過しております。

高山班長

次に、No.5の案件について説明いたします。参考資料は61ページから76ページをご覧ください。除外目的は駐車場、所在は湯沢市[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料61ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は、平成2年から現在の土地で事業をしており、運送業、食品販売など幅広く展開しており、従業員数が年々増加し、平成2年に32人だったが、現在は65人となっています。また、会社が保有する車両は当初トラック14台だったが、現在は大小合わせて42台あり、敷地内がかなり手狭になっており、事業規模に見合わない敷地は、来客用駐車場の確保が難し

く、また、構内渋滞により入庫時間をずらす必要が出てきていること、更に、余裕がないスペースでの除雪作業は非常に効率が悪く、業務全体に支障が出ている状況となっています。

業務用、従業員用、来客用を合わせた車両数に対し駐車場が見合っておらず、また、業務内容からも現事業所の半分程度の敷地増設が必要であることが十分理解できるため、今般の拡張面積は適当な規模と判断しております。

また、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、近隣の白地を探したが、現事業所の近くに1,500m²以上の白地が存在しなかったこと、また、現事業所からやや離れた集落にある白地については、接続する道路幅が狭く安全性を確保できない可能性が高いことから断念した経緯があり、当該地以外には適地を見つけることができなかったため、やむを得ないものと判断しております。

農地転用に係る変更の場合、転用許可の根拠については、県道の沿道に設置される流通業務施設であり、不許可の例外となる農地法施行規則第35条第1項第4号イに該当するものと判断しております。

第2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画未策定につき支障はないものと判断しております。

第3号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は、鉱工業用地と県道に囲まれて孤立的に存在している団地の端に位置する農地であるため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、経営規模の大幅な減少ではないため、また、団地の端に位置していることから、担い手等の農用地の利用集積等に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため、問題ないと判断しております。

第6号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、平成2年3月9日に完了公告された県営ほ場整備事業の受益地ですが、事業完了から8年以上経過しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議 長	質問なしの声がありますので、議案第21号 議事参与制限以外の案件について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議事参与制限以外の案件係る議案第21号「湯沢農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後4時03分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年7月11日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 7番 背澤 弥八 

署名委員 8番 高橋柳夫 